

# 建設労働者確保育成助成金のご案内



建設業における新規就業者に対する安全衛生講習会 説明資料  
東京労働局 職業安定部 職業対策課 ハローワーク助成金事務センター

# 建設労働者確保育成助成金のご案内

- 制度概要

「建設労働者確保育成助成金」とは、

建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の雇用と能力の開発・向上を目的に、**中小建設事業主・中小建設事業主団体**を支援する制度

## 中小建設事業主

資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下の建設事業主

## 中小建設事業主団体

建設事業主の団体又はその連合団体であって、構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業主の割合が50%以上であり、財務及び活動状況からみて、事業を的確に移行できると認められる団体のうち、中小建設事業主が構成員の3分の2以上の団体

# 建設労働者確保育成助成金の助成コース ー 1

訓練コース		助成対象	概要	助成額
認定訓練	経費助成	中小建設事業主 中小建設事業主団体	職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	対象の建設労働者1人1ヵ月当たり4,400円など（訓練の課程等によって助成額が異なります）
	賃金助成	中小建設事業主	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	対象の建設労働者1人1日当たり4,000円

※ 認定訓練とは

職業能力開発促進法により都道府県知事より認定を受けた職業訓練及び指導員訓練をいう

訓練コース		助成対象	概要	助成額
技能実習	経費助成	中小建設事業主 中小建設事業主団体	雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託費は7割）。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限
	賃金助成	中小建設事業主	雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり7,000円かつ20日分を上限

# 建設労働者確保育成助成金の助成コース ー2

訓練コース		助成対象	概要	助成額
若年者に魅力ある職場づくり事業	経費助成	中小建設事業主	若年労働者の入植や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ200万円を上限
	経費助成	中小建設事業主団体		実施経費の2/3かつ1,000万円又は2,000万円を上限

※支給上限額 全国団体:2,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000円

訓練コース		助成対象	概要	助成額
雇用管理制度	整備助成	中小建設事業主	雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成	導入・適用した雇用管理制度に応じて定額30万円又は40万円

## ※主な要件

- ・雇用管理制度整備計画(3カ月以上1年以内)を作成のうえ都道府県労働局長に提出し、認定を受けていること
- ・認定された雇用管理制度整備計画に基づき、当該計画期間内に雇用管理制度の新たな導入(労働協約又は就業規則を変更して雇用管理制度を新たに定めること)を行い、通常の労働者1名以上に適用すること
- ・雇用管理責任者を専任し、選任した者の氏名を周知していること
- ・制度により、定額を支給:「評価・処遇制度」(40万円)「研修体系制度」(30万円)「健康づくり制度」(30万円)

# 建設労働者確保育成助成金の助成コース ー 3

訓練コース		助成対象	概要	助成額
建設 域教 育訓	推進活動 経費助成	職業訓練法人	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ4,500万円～9,000万円を上限
	施設設置等 経費助成		広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2かつ3億円を上限

## ※職業訓練法人

建設工事における作業について広域的な職業訓練を実施する法人で、認定訓練の実施に必要な職業訓練施設または職業訓練設備の設置・整備を行う法人

# 建設労働者確保育成助成金の助成コース ー 4

訓練コース		助成対象	概要	助成額
新分野 教育訓練	経費助成	中小建設事業主	中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成	実施経費の1/3 新分野進出後さらに1/3 (新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1人当たり20万円かつ1対象教育訓練当たり200万円を上限)
	賃金助成		中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	訓練終了後、新分野進出後それぞれ、1人1日当たり3,500円かつ40日分を上限
作業員宿舎等 設置	経費助成	中小建設事業主	中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舎等を貸借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1事業年度当たり200万円を上限

# 建設労働者確保育成助成金に関する お問い合わせは

ハローワーク助成金事務センター分室  
助成金第四係 建設担当

〒112-0004

文京区後楽2-3-21

☎ 03-3813-5071(ダイヤルイン)

FAX 03-3813-5098

までお願いします。

